

つくば市大規模工事における総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する大規模工事における、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関し、つくば市建設工事特別簡易型総合評価方式試行要領、つくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする建設工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う対象となる建設工事は、予定価格10億円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の工事の中から、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工計画等を総合的に評価することが妥当であると市長が認めるものとする。

(総合評価方式の型式)

第3条 総合評価方式の型式は、当該工事の技術的な難易度等に応じて、以下の4つの方式に区別する。

(1) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工の確実性を確保するため、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績評定等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績評定等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(3) 標準型

技術的な工夫の余地が比較的大きい工事において、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(4) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストの観点から、高度な技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(総合評価方式を適用する工事の選定)

第4条 大規模工事において、総合評価方式の実施にあたり簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかを適用するかについては、当該工事の特性（規模、技術的難易度、施工上の課題等（社会的要請への対応、総合的なコスト縮減、工事目的物の性能・機能の向上））を考慮のうえ、下記を参考に市長が決定するものとする。ただし、市長が施工上の課題等があまりないと認めた場合には、特別簡易型を適用することができる。

(1) 特別簡易型を適用する工事

本要領における特別簡易型の対象工事は、技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事で、施工者の経験や体制等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事であって、市長が必要と認める工事とする。

(2) 簡易型を適用する工事

本要領における簡易型を適用する工事は、技術的な工夫の余地が比較的小さい工事で、かつ、施工上の課題等があり施工者の経験や体制及び施工方法等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事であって、市長が必要と認める工事とする。

(3) 標準型又は高度技術提案型

本要領における標準型又は高度技術提案型の対象工事は、以下に該当する工

事であって、市長が必要と認める工事とする。

ア 工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに関し、入札参加希望者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）により、品質に相当程度の差異が生ずると認められる工事

イ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等の社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札参加希望者の提示する性能等によって、対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

ウ 入札参加希望者の提示する性能等によって、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

（評価資料の提出）

第5条 市長は、総合評価方式で発注しようとする場合は、当該工事に関する価格以外の評価をするために必要な資料（以下「評価資料」という。）について入札公告又は指名通知書により入札参加希望者に書類で提出を求めるものとする。

2 当該工事に求める評価資料は次の各号のとおりとし、入札参加希望者は自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号）に評価資料を添えて提出するものとする。

- (1) 一般競争入札の場合 入札公告で告示した資料
- (2) 指名競争入札の場合 指名通知書で通知した資料

3 評価資料は、次のとおりとする。

- (1) 工事成績評点評価対象工事資料（様式第2号）
- (2) 優良工事評価資料（様式第3号）
- (3) 応急対策活動協定評価資料（様式第4号）
- (4) 地域活動実績評価資料（様式第5号）

(5) 施工実績等評価資料（様式第6号）

(6) 施工計画書（様式第7号）

(7) 技術提案書（様式第8号）

(8) その他市長が必要と認める資料

4 評価資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

（評価基準）

第6条 評価基準は、別表の評価基準表によるものとする。

（施工計画書の審査）

第7条 提出された施工計画書の審査については、別に定めるつくば市技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）により行うものとする。

2 前項の審査を行う場合においては、必要に応じて入札参加希望者に対して、ヒアリングを実施することができる。

3 ヒアリングは、関係者の出席を求めて実施するものとする。

4 審査基準については、別に定めるものとする。

（技術提案の募集）

第8条 市長は、標準型又は高度技術提案型による総合評価方式で発注しようとする場合は、入札公告等を行う際に、評価の対象とする性能等に対して要求する要件（以下「技術的要件」という。）、評価基準、並びに発注者が標準として示した図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容について、標準案と異なる設計及び施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を求める旨を明示するものとする。

2 前項において明らかにする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定するものとする。なお、評価項目は、当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとする。

（技術提案を求める範囲）

第9条 技術提案を求める範囲は、施工方法等に関するもので、市民にとって有利となる調達が可能で提案を期待でき、かつ、民間の技術開発等を積極的に活用することが適切と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めるものとする。

(技術提案書の審査)

第10条 提出された技術提案書の審査については、技術審査委員会により行うものとする。

2 前項の審査を行う場合においては、入札参加希望者に対して、ヒアリングを実施することができる。

3 ヒアリングは、関係者の出席を求めて実施するものとする。

4 技術提案書の審査に当たっては、性能等の確保、施工の確実性・安全性、材料の品質及び標準案と比較した経済性並びに目的物への影響等を評価して採否を決定するものとする。

5 前項における技術提案書の採否については、入札参加希望者に対して通知するものとする。

6 技術提案書が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工する意思がある者は、標準案に基づいて施工することができるものとする。

7 技術提案書が適正と認められない旨の通知があった者は、その理由について説明請求を行うことができるものとする。

(入札の実施)

第11条 標準型又は高度技術提案型による入札の実施においては、入札参加希望者は、前条により技術提案を採用された場合は当該提案に基づく入札を行い、技術提案を採用されない場合において標準案による施工の旨を表明している場合は、標準案に基づく入札を行うものとする。

(責任の所在等)

第12条 発注者が技術提案書を適正と認めたことにより、当該技術提案書に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと、また、性能等に

かかわる提案が履行できなかつた場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を契約図書等に記載するものとする。

(提案内容の保護)

第13条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなくつくば市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(その他)

第14条 市長は、この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。